

文書指示の内容

○社会福祉施設

番号	施設種別	実施年月日	指摘内容	改善区分
会計処理が不適切【1】				
1	保育所	R4. 12. 14	社会福祉法人が行う事業に関する収益は、原則として、サービスの提供等を行い、これに対する現金等を取引したときに計上するものとされているが、〇〇拠点においては、長年にわたり多額の私的契約児利用料が収益に計上されていなかった。 今後、〇〇拠点において私的契約児を入所させ、利用料を取引したときは、遅滞なく当該拠点の収益として計上し、適正に処理すること。 また、今回の事案について利用料の用途を含めて実態を把握し、その原因究明や責任の所在を明らかにするとともに、具体的かつ実効的な再発防止策を策定し、早急に施設の運営管理体制の適正化を図ること。併せて、法人の所轄庁である〇〇市に一連の経緯等を速やかに報告すること。	改善中
職員配置基準の遵守が不十分【2】				
2	児童養護施設	R5. 2. 10	暫定定員〇〇名の直接処遇職員は9名以上必要であるが、監査時は〇名が出勤停止等の処分を受けており、実質的に8名で運営している状態である。職員の配置転換や児童指導員又は保育士を新規採用するなどの方法により最低基準を遵守すること。	改善済
3	児童養護施設	R5. 2. 10	「児童養護施設等における小規模グループケア実施要綱」に基づく職員の配置基準を満たしていない。速やかに専任の管理宿直等職員を配置すること。	改善済
その他【2】				
4	保育所	R4. 12. 14	〇〇保育園においては、長年にわたり定員に空きがないにもかかわらず私的契約児を入所させていた。 今後、私的契約児については、定員に空きがある場合に、既に入所している児童の保育に支障を生じない範囲で入所させるよう国の通知を遵守した施設運営を行うこと。	改善済
5	児童養護施設	R5. 2. 10	休憩室にある大量の放置物を速やかに撤去し、休憩室として使用できる状態に戻すこと。	改善済